

2000年漁業補償契約は違法

山口県・祝島が再度中電に反論書

中電の珍論を論駁

二〇〇〇年契約で補償済み ボーリング調査調査損失

中国電力は計画浮上から四〇年もたった現在も山口県上関町で上関原発建設計画を推進し続け、それにもなう海上ボーリング調査をおこなおうとしている。同海域で漁業権を持つ祝島の漁民は通常の操業を続け、中電は海上ボーリング調査を実施できずにきている。中電の代理人弁護士は今年に入って上関原発を建てさせない祝島漁民の会（清水敏保代表）に対して二〇一四年の和解条項を遵守し、海上ボーリング調査を実施することを求める文書を送付してきた。祝島漁民の会は再度中電の主張の違法性を明らかにした反論書を一日付けで中電に送付した。

祝島の同意なしには不可能

中電の代理人弁護士の主張は、二〇〇〇年の漁業補償契約は、「調査ならびに発電所の建設および運転」といった長期間を前提にしており、これにはこのたびの海上ボーリング調査も含まれる。所属組合員は漁業権消滅区域および周辺海域において地質、水質、流況その他の項目について調査を実施することに同意するものと約定している。またそのさいに所属組合員が受ける漁業損失、漁

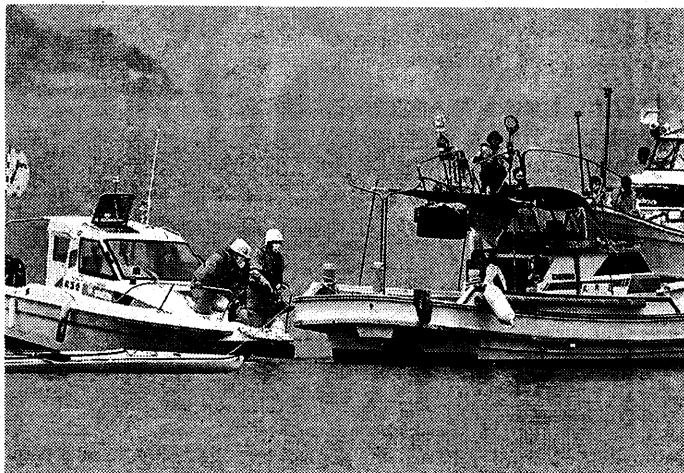
業操業上の諸迷惑については補償しており、違法性は無い、というものだ。これに対し祝島漁民の会は以下の要旨で反論している。

「調査等の一定期間に漁業が操業できなくなる」とに對する補償であり、期間の特定がなければ算定できず、工事や調査が実施されるたびに補償額が増加していく。他方「漁場価値減少補償」は、工作物等ができた後にその周辺海域で半永久的に生じる「漁場価値の減少」に對する補償で、「永久制限補償」と呼ばれる。原発運転開始後の温排水にともなう補償もこれにあたる。中電側の文書では発電所運転にともなう「温排水に因る漁場価値減少」に對する永久制限補償を利用して、「期間特定の必要がない」と回答している。この回答に基づけば「長期」のあいだに調査を何度実施しようと調査期間がどの程度であろうと補償額に変わりはない。「一時制限補償の制限期間」についての問いに對して「永久制限補償の期間は長期間にわたるとまとめたのはいずれの回答をしておき、違法

であるうえに条理にも反する。また、二〇〇〇年の漁業補償契約自体が違法な契約だ。憲法一九条三項は、公共事業・公益事業には「正当な補償」が必要であると規定している。だが、二〇〇〇年補償契約は①漁業別漁法別等の算定をせず、「包括的補償額」を算定している、②個別払いの原則に反して共同漁業権管理委員会等に「一括補償」

している、③権利者に補償していない、等の点で「正当な補償」ではなく「違法な補償」になっている。「一括補償」の場合には委任行為が必要であるが、共同漁業権管理委員会は祝島漁民からなんの委任行為もないまま補償金を受領し、その後八漁協間で分配しようとしたものの、旧祝島漁協（現山口県漁協祝島支店）の分は受領を拒まれているため、山口県漁協に預けられたままになっている。

中電側は二〇〇七年の広島高裁判決をひきあいに出して海上ボーリング調査を正当化しようとしているが、二〇〇〇年補償契約が違法であり、そ



操業中の祝島島民にボーリング調査の協力を求める中電（2021年6月）

れが適法であることを根拠として「ボーリング調査海域で許可漁業・自由漁業自体を行うことができなくなった」とする広島高裁判決も根拠を失うことになる。

さらに、海上ボーリング調査にともなう一般海域占有許可に関する利害関係人はだれかという質問に対し、中電側は「山口県条例の定めに従っただけ」との旨の回答をくり返している。

ボーリング調査海域では二〇〇〇年補償契約に基づき、共同漁業権が放棄されたことから、漁業権に基づいて共同漁業を営む者は皆無になり、自由漁業が営まれている。山口県の条例では、一般海域占有許可の申請のさ

いには利害関係人の同意書を添えて知事に提出しなければならない規定がある。

実態としての利害関係人は自由漁業を営んでいる祝島漁民になるにもかかわらず、中電は「利害関係人は共同漁業権の免

許を受けている山口県漁協のみ」とし、祝島漁民は利害関係人にあたらないとして、一般海域占有許可を申請し、知事の許可を受けている。

だが他方で、中電は調査にともなう漁業損失に対し二〇〇〇年の補償契

約で補償して同意を得たと主張している。

そのことは、補償対象である漁業者が「利害関係人」であることを意味する。であるならば、中電はそれらの漁業者を利害関係人とし、同意書として二〇〇〇年補償契約

書を添付してボーリング調査の許可申請をしなければならなかったはずだ。したがって中電が「利害関係人は山口県漁協のみ」として許可申請してきたこともまた違法行為にあたることになる。